

愛知教育大学課外活動指針（新型コロナウイルス感染症対策）

課外活動レベル（5 / 1 2 ~） 2

課外活動レベルはその時点での感染状況等を踏まえ随時変更します。（変更時は学務ネット等で周知します）

本指針は、公認・非公認団体にかかわらず学生が自主的に行うすべての活動を含みます。また、指針は今後見直すこともあります。

| 課外活動レベル | 活動指針（概要） | 活動指針のガイドライン（詳細） | | | | |
|---------|---|-----------------|------|--|--|--|
| | | 施設利用 | | 通常の課外活動 | 新入生勧誘活動 | イベント等 |
| | | 屋外施設 | 屋内施設 | | | |
| 0 | 通常どおり | ○ | ○ | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり |
| 1 | 感染防止措置の上、全ての課外活動施設での活動が可能 | ○ | ○ | 「感染防止措置」の上で、全ての施設で活動が可能 | 「感染防止措置」の上で、勧誘活動は可能 | イベント・大会・試合（練習試合を含む）・合宿等は実施規模・内容の見直しを検討の上実施 |
| 2 | 感染防止措置の上、必要最小限の時間に限り、全ての課外活動施設での活動が可能 | ○ | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 「感染防止措置」の上で、全ての施設で活動が可能 活動時間は2時間/日以内を目安とすること 会食を伴うものや密閉空間・密集場所・密接場面となる行事・会合・集会等は中止 | <ul style="list-style-type: none"> 「感染防止措置」の上で、屋外での勧誘活動は可能 屋内施設でも密閉空間・密集場所・密接場面にならない場合は、「感染防止措置」の上で、見学等は行っても構わない 会食を伴うものや密閉空間・密集場所・密接場面となる新歓行事は中止 | イベント・大会・試合（練習試合を含む）・合宿等の中止、学外への課外活動施設貸し出しの中止 |
| 3 | 感染防止措置の上、必要最小限の時間に限り、屋外での活動及び屋外課外活動施設の利用が可能 | ○ | × | <ul style="list-style-type: none"> 「感染防止措置」のうえで、「屋外課外活動施設」で活動が可能 活動時間は2時間/日以内とすること 普段屋内で活動する部活でも、屋外で密集・密接とならない練習は構わない | 全ての新入生勧誘活動（SNS等ネット上での活動を除く）を中止 | イベント・大会・試合（練習試合を含む）・合宿等の中止、学外への課外活動施設貸し出しの中止 |
| 4 | 全面活動中止 | × | × | 全ての活動（SNS等ネット上での活動を除く）を中止 | 全ての新入生勧誘活動（SNS等ネット上での活動を除く）を中止 | イベント・大会・試合（練習試合を含む）・合宿等の中止、学外への課外活動施設貸し出しの中止 |

■注意事項

（全レベル共通）
 ○新型コロナウイルス感染への危惧から現時点では課外活動への参加を望まない部員に対しては無理に参加させず、またその後の活動に対して不利にならないよう最大限の配慮をお願いします。

□補足事項

（レベル1～4）
 ○「全ての課外活動施設」について：ただし「トレーニングセンター棟」については、狭小な空間、器具を介しての濃厚な身体接触等、他の施設と比べて感染リスクが格段に大きいため、レベルに関わらず当面の使用を中止とします。
 ○「イベント等」について：ただし、各競技の協会や連盟等が主催する大会（リーグ戦等）が主催者側の判断により実施することが決まり、参加する場合は感染防止措置を講じたうえで参加すること。

（レベル1～3）
 ○「感染防止措置」については別紙のとおり。

（レベル3）
 ○「屋外課外活動施設」とは「陸上競技場、野球場、ハンドボールコート、芝グラウンド、土グラウンド、テニスコート、弓道場、馬場、洋弓場」を指します。
 ○活動場所が屋外等に制限されるため、通常屋内で活動している団体が屋外課外活動施設を使用することも想定されますが、その施設を通常使用している団体が優先となります。

愛知教育大学課外活動指針（新型コロナウイルス感染症対策）に係る「感染防止措置」

- 密閉空間・密集場所・密接場面の条件とならないよう、工夫して活動すること
 - ・ 更衣室等を利用する場合には、一度に全員が利用しないこと。
 - ・ 接触や飛沫感染の危険を避けるなど、実施内容や方法を工夫すること。
 - ・ 運動時等及び活動を行う上で支障がある場合を除き、できるだけマスクを着用すること。
 なお、運動時マスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなる、熱中症になるリスクがあります。このため、本「感染防止措置」の諸事項（距離の確保、換気、消毒等）を踏まえた上、運動時のマスクの着用は必要ありません。
 - ・ 人数の多い部は、曜日・時間を分け、少人数のグループ(5-10名程度、徐々に人数を増やす)に分ける工夫をすること。
 - ・ 屋内施設の場合、可能な限り常時換気すること。音出し等で常時換気が難しい場合は、こまめな換気をすること。
- 人との距離を最低1メートル（できるだけ2メートル）確保（運動時は2メートル以上確保）すること。
- 人と人との挨拶や体に触れること（握手や抱擁）は積極的に回避すること。
- 呼気が激しくなる強度の高いスポーツや発声練習等では、より一層身体的距離の確保に努めること。
- 各部活動で部員に毎日の検温を徹底させ、記録し管理すること。^{*}発熱（37.5℃以上または平熱より明らかに高い）等の風邪の症状がみられる場合は、自宅等で安静にすること。
^{*}（様式例）別添「健康観察表」（本学各種実習参加者が使用する様式がベース）
- タオル、せっけん、ウォーターボトル、消毒剤等の共用はしないこと。
- 課外活動への参加は体調不良等がないことを前提にした本人の意思による。なお同居する家族等に重症化しやすい人がいる場合、適宜同居親族の同意を得ること。（例：同意書（様式は任意）の提出等）
- 共用物品はアルコール消毒液か市販の家庭用塩素系漂白剤（脚注^{*}参照）で拭いた後水拭きをすること。また活動前後は手洗いを徹底すること。
- 長時間の活動とならないよう注意すること。時間外の利用は認めない。
- 練習試合等学外者が参加するものを学内で行わないこと。
- 新型コロナウイルス感染症を疑われ【PCR検査の対象】【濃厚接触者】【感染が明らか】となった場合、学生本人または別の学生が指導者等の責任者、大学に直ちに連絡する。その後の活動には参加せず、本学の対応方針に従い的確に対処する。
- 出校の際、名鉄バスの乗車にあたっては、マスクの着用など咳エチケットの基本的な感染症対策を徹底し、会話を禁止とする。
- 上記は全ての活動内容に共通して必要と考えられる事項です。とりわけ接触頻度、運動強度が高い競技等においては、各競技の協会、連盟等が発信する指針等も積極的に参考にしてください。

^{*} 家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が0.05%（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25ml）になるよう調整する（厚生労働省『新型コロナウイルスに関するQ&A』）。

なお、物品が変色等する場合があるので、アルコール消毒液や漂白剤等使用する際は物品の使用上の注意に従うこと。

__月 健康観察表

氏名 _____

◎セルフチェック

| 症状 日付 | 咳・痰 | 体温 | 下痢・嘔吐 | 嗅覚・味覚異常 | 関節痛・筋肉痛 | 同居家族の 体調不良 | 解熱鎮痛剤の 使用 |
|----------|-----|----|-------|---------|---------|---------------|--------------|
| 1 | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | |
| 21 | | | | | | | |
| 22 | | | | | | | |
| 23 | | | | | | | |
| 24 | | | | | | | |
| 25 | | | | | | | |
| 26 | | | | | | | |
| 27 | | | | | | | |
| 28 | | | | | | | |
| 29 | | | | | | | |
| 30 | | | | | | | |
| 31 | | | | | | | |

その他特記事項(例:○月○日 ○○○のためロキソニン使用)